

京都市立芸術大学美術学部委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年3月28日一部改正)

(令和6年3月29日一部改正)

(令和8年8月4日一部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本学部に常置される委員会の種類、権限、任務、構成及び運営については、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 本学部に次の委員会を常置する。

人事組織委員会、予算委員会、教務委員会、広報委員会、学生委員会、総合基礎実技運営委員会、入試委員会、国際交流委員会、共有工房運営委員会、自己点検・評価委員会

2 前項に掲げる以外に教授会は、必要と認める委員会を臨時に置くことができる。第5条から第17条までの規定は、臨時委員会にも準用する。

(所管事項及び構成)

第3条 各委員会の所管に属する事項及び構成等については、それぞれの委員会に関する章で定める。

(任期)

第4条 別段の定めのない限り、委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えることはできない。

2 人事組織委員会委員の任期は2年とする。ただし、任期の途中でその職を退いたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(権限・任務)

第5条 委員会は、それぞれ所管に属する事項並びに教授会から付託された事項につき原案を作成し、その内容を学部長に報告した後、教授会に提出し、教授会の決議に従って執行にあたる。

(正副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 人事組織委員会委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は委員長の指名又は委員の互選によって定める。

3 その他委員会委員長及び副委員長は、人事組織委員会の指名によって定める。
(招集及び議長)

第7条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は委員の3分の1以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
(定数及び議決)

第8条 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数による。
(代理者)

第9条 学部内の各選出母体から選出された委員によって構成する委員会に限り、委員に止むを得ない事故があるときは、代理者がその職務の代行をすることができる。

2 代理者は委員の指名により、予め委員会の承認を得るものとする。
(研究室教員の出席)

第10条 前条の委員会に委員を出していない研究室の教員は、予め委員会の承認を得て委員会に出席し、研究室を代表して発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(学部長の出席)

第11条 学部長は、自己が必要と認めたときは、委員会の承認を得て委員会に出席し、発言することができる。ただし、採決には加わらない。

(意見聴取)

第12条 委員会は、その審議の内容に応じて、他の委員会及び各研究室の意見を聴取しなければならない。

(委員以外の出席)

第13条 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

2 委員以外の者は、委員会の承認を得て発言することができる。

(合同会議)

第14条 委員会は、必要と認めるときは、他の委員会と協議して、合同会議を開くこと

ができる。

(分科会)

第15条 委員会は、必要と認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(記録)

第16条 委員会の記録は、副委員長又は副委員長が指名した者がこれにあたる。

(事務処理)

第17条 委員会の事務は、教務学生課又は連携推進課が行い、委員会ごとの事務の所管は別に定める。

第2章 人事組織委員会

(担当、審議事項)

第18条 人事組織委員会は次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教員の採用及び昇任に関する事項
- (2) 人員構成に関する事項
- (3) 委員会の正副委員長の選出
- (4) 委員の選考に関する事項
- (5) 教育、研究の組織及び制度に関する事項
- (6) 学部内の諸規程に関する事項
- (7) その他教員の人事に関する事項

(構成)

第19条 人事組織委員会は、教授会における選挙によって選出された10名の委員をもって構成する。ただし、そのうち5名ごとを改選する。

(被選挙権)

第20条 人事組織委員会委員の被選挙権は、教授会の全構成員が有する。ただし、学部長及び本委員会の委員退任後1年未満の者は被選挙権を有しない。

2 教授会の構成員であっても、定年退職の年度にある教員を人事組織委員会委員としない。

(選出方法)

第21条 人事組織委員会委員の選挙は、所要選出数の連記無記名投票とし、当選者は投票総数の過半数を得票しなければならない。

- 2 第1回投票は委員定数を連記し、過半数の得票者の中、上位の者を当選者とする。
- 3 前項の当選者が委員定数に満たなかったときは、その不足分について第2回の投票を行う。第2回の投票は、この投票により選出すべき人数を連記し、その2倍の人数に当る前回投票の上位者（当選者を除く。）を被選挙者とする。
- 4 前項の投票で、なお当選者が委員定数に満たないときは、定数に達するまで、前項と同様の投票を繰り返す。
- 5 同点者が生じたときは、その者について更に投票を行う。

（学部長の出席）

第22条 人事組織委員会には、毎回学部長が出席するものとする。ただし、採決には加わらない。

第3章 予算委員会

（担当、審議事項）

第23条 予算委員会は、施設、設備の充実と教育・研究経費の適正かつ自主的な運用を図るため、次の事項を担当し、審議する。

- （1）施設、設備の整備及び利用に関する事項
- （2）施設、設備の長期的整備計画に関する事項
- （3）予算要求に関する事項
- （4）予算執行に関する事項

（構成）

第24条 予算委員会は、学部の各選出母体から選出された委員各1名をもって構成する。

第4章 教務委員会

（担当、審議事項）

第25条 教務委員会は、本学部の教育全般が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- （1）教科課程に関する事項
- （2）授業科目の編成及びその実施に関する事項
- （3）学年暦及び履修要項に関する事項
- （4）テーマ演習の設定に関する事項

- (5) 単位の認定、卒業の認定及び学籍に関する事項
- (6) 科目等履修生及び単位互換履修生に関する事項
- (7) モデル使用の計画及び調整に関する事項
- (8) 特別授業の立案・運営に関する事項
- (9) その他教務に関する事項

(構成)

第26条 教務委員会は、学部の各選出母体から選出された委員各1名をもって構成する。

第5章 広報委員会

(担当、審議事項)

第27条 広報委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 図書及び資料に関する事項
- (2) 展覧会の企画、運営及び資料の展示に関する事項
- (3) 京都市立芸術大学作品展の図録の企画、編集に関する事項
- (4) 京都市立芸術大学ギャラリーの運営に関する事項
- (5) サマーアートスクール・公開講座に関する事項
- (6) オープンキャンパスに関する事項
- (7) 研究紀要の企画、編集に関する事項

(構成)

第28条 広報委員会は、学部の各選出母体から選出された委員各1名をもって構成する。

第6章 学生委員会

(担当、審議事項)

第29条 学生委員会は、学生の生活及び修学が円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 学生の課外活動に関する事項
- (2) 学生の団体、集会に関する事項
- (3) 奨学金、授業料免除等に関する事項
- (4) 学内のゴミ問題の対策に関する事項
- (5) その他学生生活に関する事項

(構成)

第30条 学生委員会は、学部の各選出母体から選出された委員各1名をもって構成する。

第7章 総合基礎実技運営委員会

(担当、審議事項)

第31条 総合基礎実技運営委員会は、総合基礎実技の教育が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 総合基礎実技の基本方針に関する事項
- (2) 総合基礎実技の教科課程に関する事項
- (3) 総合基礎実技授業の編成と実施に関する事項
- (4) 総合基礎実技授業の担当教員の構成に関する事項
- (5) その他総合基礎実技の運営に関する事項

(構成)

第32条 総合基礎実技運営委員会は、人事組織委員会の選考によって選出され、教授会で承認された6名の委員をもって構成する。

(任期)

第33条 総合基礎実技運営委員会委員の任期は2年とし、再任はできない。

2 任期満了による委員の交替は、毎年3名ずつとする。

第8章 入試委員会

(担当、審議事項)

第34条 入試委員会は、本学部の入学試験が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 入学試験の科目及び配点、採点法に関する事項
- (2) 入学試験の合否判定及び選抜の方法に関する事項
- (3) 入学試験の期日及び日程に関する事項
- (4) 入学試験の試験場に関する事項
- (5) 学生募集要項に関する事項
- (6) 入試本部員の選考に関する事項
- (7) 実技試験出題者の選考に関する事項

- (8) 入学試験の予算に関する事項
- (9) 入学試験の実施に関する事項
- (10) その他入学試験に関する事項

(構成)

第35条 入試委員会は、人事組織委員会の選考によって選出され、教授会で承認された14名の委員をもって構成する。

2 前項の委員のうち、2名は前年度の委員の中から選出され、その年度の正副委員長となる。

3 第1項の委員のうち、2名は前年度の委員の中から選出され、その年度の正副入試本部長となる。

4 第1項の委員のうち、パソコン担当1名は前年度のパソコン副担当になる。

5 第1項の委員のほか、出題担当委員4名は、別に選出する前年度入試の出題者の中から選出する。

(任期)

第36条 入試委員会の委員のうち、前条第2項から第4項までに掲げる委員は2年とし、その他の委員は1年とする。いずれも再任はできない。

第9章 国際交流委員会

(担当、審議事項)

第37条 国際交流委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教育・学術・文化の国際交流に関する事項
- (2) 学生の国際交流に関する事項
- (3) その他国際交流に関する事項

(構成)

第38条 国際交流委員会は、学部長の指名による6名の委員をもって構成する。

(任期)

第39条 国際交流委員会の任期は、第4条第1項ただし書の規定を適用しない。

第10章 共有工房運営委員会

(担当、審議事項)

第40条 共有工房運営委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 共有工房における教育研究に関する事項
- (2) 共有工房への教員等の人員配置に関する事項
- (3) 共有工房に係る予算編成に関する事項
- (4) その他共有工房の運営に関して必要な事項

(構成)

第41条 共有工房運営委員会は、学部の各選出母体から選出された委員各1名をもって構成する。

第11章 自己点検・評価委員会

(担当、審議事項)

第42条 自己点検・評価委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教育研究活動その他所掌業務に係る自己点検・評価の実施、取りまとめに関する事項
- (2) 質の改善及び向上に関する事項
- (3) 全学自己点検・評価委員会への報告に関する事項
- (4) その他内部質保証に関し必要な事項

(構成)

第43条 自己点検・評価委員会は、学部長の指名による4名の委員をもって構成する。

(任期)

第44条 自己点検・評価委員会の任期は、第4条第1項ただし書の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年8月4日から施行する。